

## 投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日:2015年7月21日

# 日系企業海外債券ファンド (為替ヘッジあり) 2015-08

単位型投信／海外／債券

愛称:

# 日本晴



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

**ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。**

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

**委託会社** ファンドの運用の指図を行います。

**三井住友アセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ:<http://www.smam-jp.com>

お客さま専用フリーダイヤル:0120-88-2976

[受付時間] 営業日の午前9時~午後5時

**受託会社** ファンドの財産の保管および管理を行います。

**株式会社りそな銀行**

## 委託会社の概要

委託会社名 三井住友アセットマネジメント株式会社

設立年月日 1985年7月15日

資本金 20億円(2015年5月29日現在)

運用する投資信託財産  
の合計純資産総額 6兆2億円 (2015年5月29日現在)

## 商品分類

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年2回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2015年7月17日に関東財務局長に提出しており、有価証券届出書の効力が発生するまでに、記載内容が訂正される場合があります。当該届出の効力の発生の有無は、三井住友アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

ジャパン・コーポレート・ボンド・マザーファンド15—C(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、日系企業が海外で発行する外貨建ての債券等に投資することにより、安定的な収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

1

主として、日系企業が海外で発行する外貨建ての債券等に投資することにより、安定的な収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

- 日系企業には、日本の民間企業またはその子会社のほか、日本の政府関係機関を含みます。
- 普通社債のほか劣後債\*等に投資することで、高い金利収益の確保を目指します。

### \*劣後債とは

発行体が倒産等(デフォルト)になった場合において、債権者等に対する残余財産を弁済する順位(法的弁済順位)が普通社債より低く、普通株式、優先出資証券よりも高い社債のことをいいます。そのため普通社債に比べて利率が高いという特徴を持っています。

- BBB格相当以上の格付けを取得している債券に投資することにより、信用リスクの抑制を図ります。
- 外貨建ての先進国国債、政府機関債および短期金融商品等へ投資することがあります。
- 市況動向等によっては、円建ての普通社債および劣後債等にも投資することがあります。

2

信託期間約3年6ヵ月の単位型投資信託です。

- ポートフォリオ構築にあたっては各国金利見通しおよび個別企業調査に基づく銘柄選定を行い、業種配分、デュレーション\*、流動性などを勘案します。

### \*デュレーションとは

金利がある一定の割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するかを示す指標です。この数値が大きいほど、金利の変動に対する債券価格の変化率が大きくなります。

3

実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。

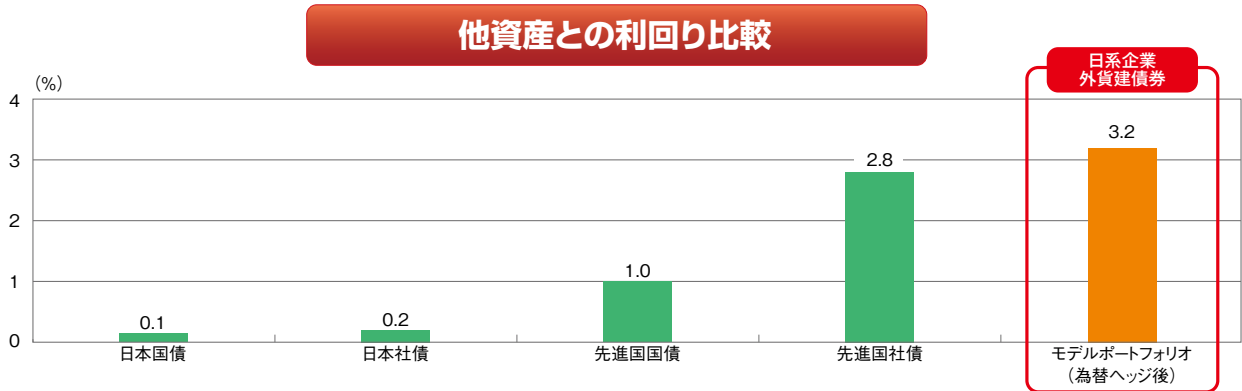
- ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## ●相対的に高い利回り

日系企業が海外で発行する外貨建債券(モデルポートフォリオ<sup>\*1</sup>)は他資産と比較して、相対的に利回りが高くなっています。また、普通社債のほか劣後債等にも投資することで、高い金利収益の確保を目指します。



(注1) データは2015年6月末時点。

(注2) 日本国債は5年物国債利回り、日本社債はNOMURA-BPI/Extended (除く国債) 中期(3-7年)、先進国国債はシティ世界国債インデックス(3-7年)、先進国社債はパークレイズ・グローバル・アグリゲート・コーポレート・インデックスを使用。

(出所) Bloomberg, FactSet, Citigroup Index LLC、パークレイズのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

## モデルポートフォリオ

### ■ポートフォリオ属性

銘柄数	13
平均クーポン	4.6%
最終利回り(為替ヘッジ前)	3.4%
為替ヘッジコスト	0.1%
平均デュレーション	4.9年
平均格付け	A-

### ■組入候補銘柄

発行体名	業種	証券種別	クーポン(%)	償還期限 <sup>*2</sup>	格付け	通貨
日本生命保険	保険	劣後債	5.00	2022/10/18	A-	米ドル
第一生命保険	保険	劣後債	7.25	2021/07/25	A-	米ドル
サントリーホールディングス	生活必需品	普通社債	2.55	2019/09/29	BBB	米ドル
三菱東京UFJ銀行	銀行	普通社債	2.85	2021/09/08	A+	米ドル
アメリカン・ホンダファイナンス	一般消費財	普通社債	2.25	2019/08/15	A+	米ドル
オリックス	その他金融	普通社債	3.75	2017/03/09	A-	米ドル

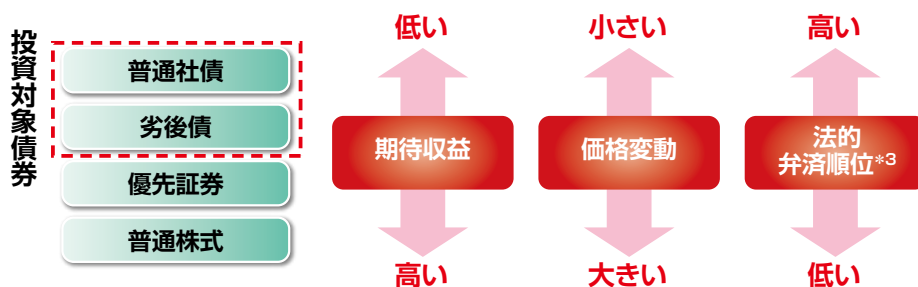
<sup>\*2</sup> 劣後債の償還期限は次回の繰上償還が見込まれる日を記載しております。

(注1) データは2015年6月末時点。

(注2) 格付けは、S&Pおよびムーディーズの格付けのうち、上位のものを表示しています。また、平均格付けは、当ファンドのモデルポートフォリオの債券の格付けを加重平均したものであり、当ファンドの格付けではありません。

<sup>\*1</sup> モデルポートフォリオは当ファンドのイメージをつかんでいただくための仮のポートフォリオです。2015年6月末時点の市場環境等に基づいて作成したものであり、経費等は考慮されていません。実際のポートフォリオとは異なり、各種数値等がそのまま実現するものではありません。上記は過去のデータに基づくものであり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、モデルポートフォリオの組入候補銘柄は例示を目的とするものであり、当ファンドにおいて当該銘柄に投資するとは限らず、当該銘柄を推奨するものではありません。

## 普通社債・劣後債のイメージ



<sup>\*3</sup> 法的弁済順位とは、発行体が倒産等(デフォルト)になった場合において、債権者等に対する残余財産を弁済する順位です。

(注) 上記は一般的な特性等を示したものであり、すべてのケースにあてはまるとは限りません。

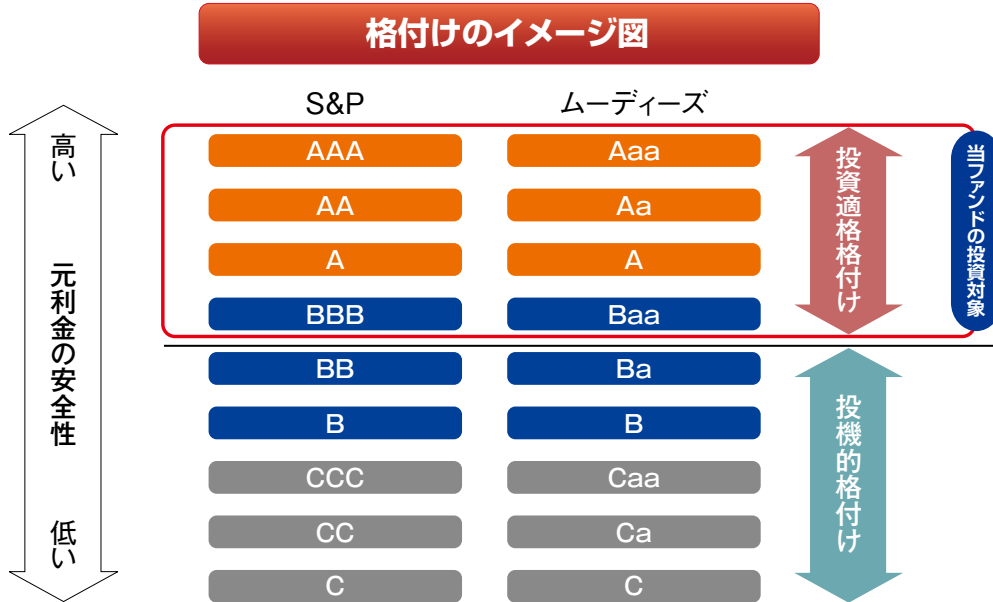
※グラフ・データは、参考情報として記載した上記指数等の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

# ファンドの目的・特色

## ●信用リスクの抑制

BBB格相当以上の格付け(投資適格格付け)を取得している債券に投資することにより、信用リスクの抑制を図ります。

※S&Pおよびムーディーズの格付けのうち、上位のものを使用します。



## ●為替変動リスクの低減

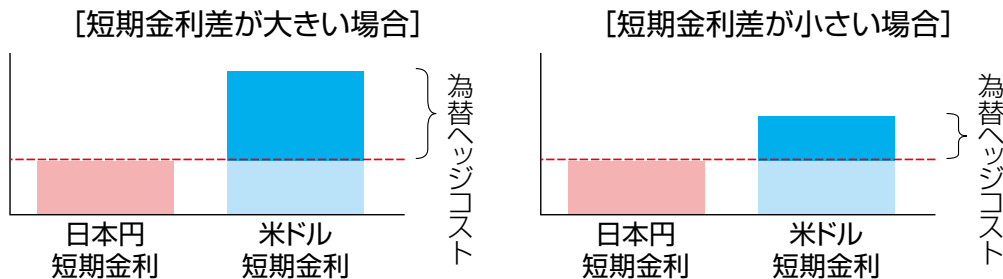
実質組入外貨建資産に対し、原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替変動の影響は限定的となると考えられます。

ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

### 為替ヘッジについて

- 対円での為替ヘッジとは、通貨の先渡取引等を利用し、あらかじめ為替変動リスクを低減する手法です。
- 対円での為替ヘッジには、為替ヘッジコストがかかります。例えば、米ドル売り円買いの為替ヘッジを行う場合、日米の短期金利差相当分が為替ヘッジコストとなります。
- 米国の金利上昇等により日米の短期金利差が拡大した場合、為替ヘッジコストが増加します。

## 為替ヘッジコストのイメージ

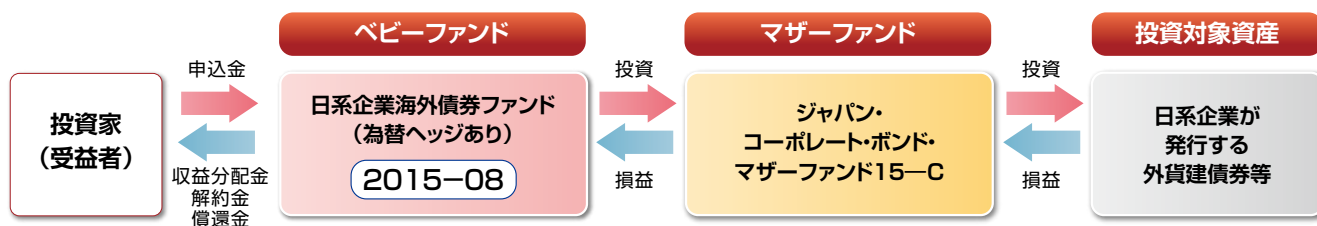


(注) 上記は、対円での為替ヘッジコスト(費用)を説明するイメージです。  
日本円の短期金利が米ドルの短期金利を上回ると、為替ヘッジプレミアム(収益)となります。

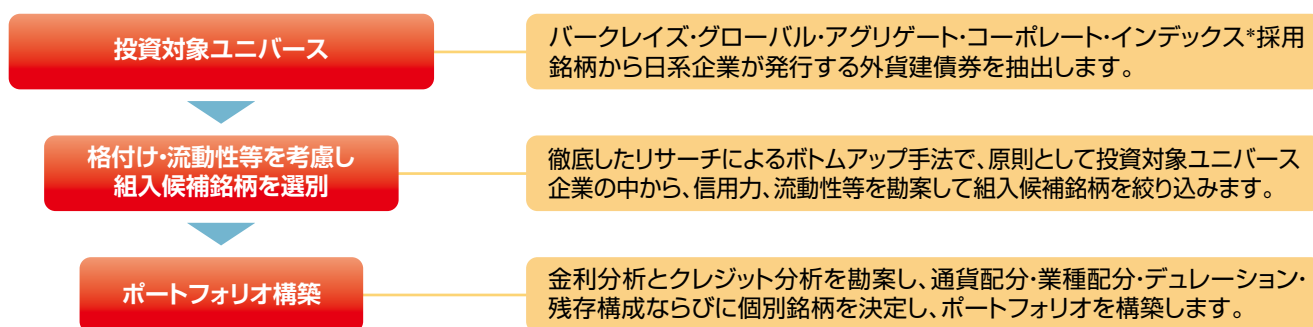
# ファンドの目的・特色

## ●ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて実際の運用を行います。



## ●ファンドの運用プロセス



\*バークレイズ・グローバル・アグリゲート・コーポレート・インデックスは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび関連会社(バークレイズ)が開発、算出、公表を行うインデックスであり、世界の社債市場のパフォーマンスを表します。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズに帰属します。

※上記運用プロセスは今後変更される場合があります。

## 主な投資制限

- 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 同一の発行体が発行する債券(国債および政府機関債を除く)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

## 分配方針

年2回(原則として毎年2月および8月の26日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、以下の方針に基づき分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の利子、配当等収益のいずれか多い金額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

ファンドは、主に海外の債券を投資対象としています(マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。)。ファンドの基準価額は、組み入れた債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

債券市場 リスク	内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。
為替変動 リスク	外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 当ファンドにおいては実質外貨建資産に対し原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます(ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。)
信用リスク	ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。
カントリー リスク	海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。
市場流動性 リスク	ファンドの資金流出に伴い、有価証券等を大量に売却しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

# 投資リスク

## その他の留意点

〔収益分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する金額についても課税されます。

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

## リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、法務コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。

当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会に報告されます。



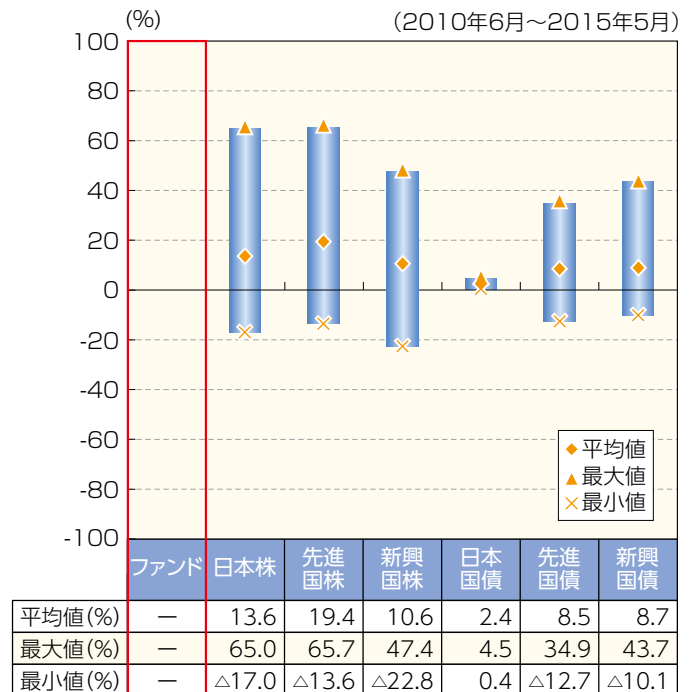
# 投資リスク

## (参考情報) 投資リスクの定量的比較

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

● 該当事項はありません。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※右グラフは2010年6月～2015年5月の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。なお、ファンドについては、2015年8月28日から運用を開始するため、2015年7月17日現在、記載すべき事項はありません。

#### <各資産クラスの指数>

日本株……TOPIX(配当込み)

先進国株…MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI(国債)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

「TOPIX(配当込み)」は、株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。  
 「MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース)」は、MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。  
 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)」は、MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。  
 「NOMURA-BPI(国債)」は、野村証券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。  
 「シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。  
 「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)」は、J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。  
 ※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

# 運用実績

ファンドは、2015年8月28日から運用を開始するため、2015年7月17日現在、記載すべき事項はありません。

※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示する予定です。

## 基準価額・純資産の推移

- 該当事項はありません。

## 分配の推移

- 該当事項はありません。

## 主要な資産の状況

- 該当事項はありません。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

- 該当事項はありません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	1口当たり1円
購入代金	販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
換金単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(0.2%)を差し引いた価額となります。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
申込締切時間	<購入>原則として、申込期間(2015年8月3日から2015年8月27日まで)中の販売会社の営業時間にお申し込みいただけます。 <換金>原則として、午後3時までに換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	2015年8月3日から2015年8月27日まで
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた換金の申込みを取り消させていただく場合があります。
信託期間	2015年8月28日から2019年2月26日まで
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
決算日	毎年2月および8月の26日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります) ※分配金は、原則として、税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。
信託金の限度額	350億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	交付運用報告書は、毎決算時作成し、原則として、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けいたします。 なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISAの適用対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。 ※上記は、2015年5月29日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。
お申込不可日	ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、換金の申込みを受け付けません。

# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ●ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に <b>2.16%(税抜き2.0%)を上限</b> として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	換金時に、1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.2%</b> の率を乗じた額が差し引かれます。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に<b>年0.9504%(税抜き0.88%)</b>の率を乗じた額が毎日計上され、各計算期末ならびに一部解約時または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。</p> <p>信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 &lt;信託報酬の配分(税抜き)&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.405%</td> <td>ファンド運用の指図等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.45%</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.025%</td> <td>ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。</p>	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.405%	ファンド運用の指図等の対価	販売会社	年0.45%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.025%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
支払先	料率	役務の内容											
委託会社	年0.405%	ファンド運用の指図等の対価											
販売会社	年0.45%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価											
受託会社	年0.025%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価											
その他の費用・手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。												

※ファンドの費用(手数料等)の合計額、その上限額、計算方法等は、ご投資家の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

### ●税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2015年5月29日現在の情報をもとに記載しています。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※単位型の投資信託は、基準価額が元本を下回っている場合においても分配金に対して課税されます。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。